

詐欺被害等防止機能付き電話機等の購入などを補助します

高齢者が振り込め詐欺等の被害に遭うことを防ぐため、被害防止機能の付いた電話機などの購入または設置費用の補助を行います。

なお、補助を受けるには、購入または設置前に申請する必要があります。

詳しくは、**本**市民協働推進課(☎22463)へ。
対象 次の①〜③の全てを満たす人
①本市に住民登録がある



スマートフォンサポート窓口を開設します

スマートフォンの使い方がよく分からない人に対して、市職員が操作方法などをサポートします。

詳しくは、**本**デジタル行政推進課(☎22128)へ。
4月19日〜6月28日

②65歳以上の人がいる世帯
③市税を完納している
補助対象機器 着信時に相手に警告メッセージを発生し、通話内容を自動録音する機能がある電話機または電話機に取り付ける機器
※AIが詐欺電話を検知して、親族などへ通知する「特殊詐欺対策サービス」の設置費用も補助対象となります
補助金額 購入(設置)金額の2分の1
※補助上限額は5000円
※100円未満の端数は切り捨て

必要事項を記入し、購入(設置)を希望する電話機等のカタログなどの写しを添えて、郵送または直接市民協働推進課(〒377-8501・石原80)へ提出してください
※購入(設置)を希望する機種が対象となるかを審査した後、連絡します。その後、電話機等を購入設置していたとき、購入または設置した機器の領収書などを添付して、補助金の申請を行ってください
※申請前に電話機などを購入してしまつと補助の対象になりません
申請開始日 4月25日(月)
※先着順
※予算額に達した時点で受け付けを終了します

の毎週火曜日(祝日を除く)午前9時〜正午のうち1人30分程度
ところ 市役所北庁舎2階
申込方法 電話でデジタル行政推進課に次の4点を伝えてください ①参加希望



日時、②氏名、③住所、④電話番号(日中連絡がつくもの)

共生社会実現のための備品購入費を補助します

「共生社会実現のまち渋川市」の実現に向けて、誰もが利用しやすい店づくりを目指すために必要となる備品の購入費を補助します。
詳しくは、**本**商工振興課(☎22596)へ。

対象 市内で営業している、事務所または事業所を置く事業者
※大規模小売店舗は除く
※その他、風営法等に関わる条件などがあります
補助対象経費 外国人や高齢者などが店舗を利用しやすいするために必要な備品の購入費

▽車椅子利用者、高齢者の**〈補助対象備品の例〉**

ための備品
車椅子や段差解消機(据置型)など
▽目や耳が不自由な人のための備品
非常時警報装置、写真入り指差しメニューの作成など
▽日本語が不慣れな人のための備品
携帯型音声翻訳機など

補助金額 限度額3万円(補助率3分の2以内)
申請方法 必要書類を商工振興課に提出してください
※必要書類は市ホームページ(ID№8214)にあります
申請期限 令和5年2月28日(火)

代表監査委員に田中さんが就任しました

中澤康光さんの任期満了に伴い、4月1日から田中誠さん(渋川/新町)が監査委員に就任しました。

詳しくは、**本**監査委員事務局(☎22485)へ。

